

入札説明書（再設置校分）

令和 7 年 6 月 9 日千葉市公告第 4 6 3 号により公告した防犯カメラシステム機器賃貸借契約（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 物件名
防犯カメラシステム機器賃貸借（長期継続契約）
- (2) 物件の概要
仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで
- (4) 設置場所
検見川小学校他 3 8 校（再設置校）

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 ・ 7 年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 令和 6 ・ 7 年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、業種（大分類）を「リース」に、業種（中分類）を「電気・通信機器」又は「その他」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

- (3) 令和2年度から令和6年度までに、本市または国、県若しくは他の地方公共団体に
対し、当該業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。
※契約中の案件は不可。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札
参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和7年6月13日(金)の間の午前9時00分から午後
3時00分まで。
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
- ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 履行実績調書(2件以上ある場合は、2件まで記載すること)
※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類
を添付すること。(契約中のものは不可)
- (5) 確認通知 令和7年6月19日(木)までに、入札参加資格確認結果通知書を発送
する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出するこ
と。
- ア 提出期間 公告の日から令和7年6月13日(金)正午まで
 - イ 提出方法 電子メール
 - ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
(gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)
 - エ 質問の様式 所定の様式を用いること。
- (2) 質問に関する回答は、令和7年6月18日(水)までに電子メールまたは書面にて
行う。

5 入札手続等(入札参加資格確認結果通知書の提示を求める場合があるので必ず持参す ること。)

- (1) 入札・開札の日時及び場所
- 日時 令和7年6月26日(木) 午前10時15分(先に実施する未設置校分
の入札状況により前後することがあります。)
 - 場所 教育委員会入札室
千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階
- (2) 入札方法
- 入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入
札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記「9」の契約事務担当課宛とし、令和7年6月25日（水）の午後3時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（3）入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、全39校分の賃貸借期間にかかる総額の110分の100を賃貸借期間（60ヶ月）で除した月額単価を記載すること。

$(\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円} \times 100 / 110) \div 60\text{ヶ月} = \diamond\diamond\diamond\diamond\diamond\text{円}$ （入札金額）

イ 賃貸借料は、当初設置にかかる費用を含め本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ、委任状も提出すること。委任状の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（5）入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

（6）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（7）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

（1）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

（2）再度入札の回数は、2回とする。

（3）再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

電話：043-245-5913

電子メール：gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

10 その他

契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行う。ただし、本件において、このようなことが行われたことはこれまで一度もありません。